

# 法人土地・建物基本調査の概要

## 法人土地・建物基本調査の根拠法令

法人土地・建物基本調査は、土地基本法（平成元年法律第84号）第18条において、国及び地方公共団体は、土地に関する施策の総合的かつ効率的な実施を図るため、地籍、土地の利用及び管理の状況、不動産市場の動向等に関し、調査を実施し、資料を収集する等必要な措置を講ずるものとされており、これを踏まえ調査を実施しています。

また、統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に基づく基幹統計調査に位置づけられています。

## 法人土地・建物基本調査の時期・方法等

調査の沿革	➢平成5年以降5年周期で実施	調査範囲	➢会社法人（41万法人） ➢会社以外の法人（10万法人）
調査期日	➢調査実施年の1月1日現在	調査組織	➢国土交通省－法人
結果公表	➢調査実施年の翌年9月に速報公表 ➢調査実施年の翌々年9月に確報公表	調査時期	➢調査実施年の7月上旬～9月上旬
補完調査	➢土地保有・動態調査（一般統計） 土地基本調査の調査年次間における売買による所有権移転登記情報を基に抽出した個人及び法人の土地の所有、移動、未利用地、売買目的等の経年変化を把握 ➢土地所有・利用概況調査（情報収集） 関係省庁等所有の土地関連資料から集計		

## 調査結果の利活用

他の統計の基礎資料としての利用	➢「国民経済計算」（内閣府）の推計の基礎資料 ➢「建築物ストック統計」（国土交通省）の用途別等の床面積総量推計の基礎資料
行政上の基礎資料としての利用	➢土地税制改正（租税特別措置及び税負担軽減措置）要望等の基礎資料 ➢低・未利用地の増加を踏まえた有効利用推進のための施策の基礎資料
各種分析の基礎資料としての利用	➢各種審議会、研究会等での基礎資料 ➢大学・研究機関・民間シンクタンク、専門誌等の文献・分析研究・レポート等

## 法人土地・建物基本調査の変遷

### 平成5年（第1回）：

バブル経済を背景とした地価高騰を契機に、土地情報の総合的・系統的な整備を目的として「土地基本調査（法人調査）」を実施（同年に「土地基本調査（世帯調査）」も実施）

### 平成10年（第2回）：

第1回の目的に加え、土地の利用状況を総合的に把握することを目的として「法人土地基本調査」を実施し、また、土地の有効利用の観点から、土地利用と関連付けて建物の現状を把握することを目的として「法人建物調査」を実施（同年に総務省が「住宅・土地統計調査」を実施し、国土交通省が加工した「世帯土地統計」を公表。）。

### 平成15年（第3回）：第2回と同様に実施

≪統計法の全面改定：平成19年5月23日公布≫

### 平成20年（第4回）：第3回と同様に実施

### 平成25年（第5回）：

土地・建物の利用を一体的に捉え、土地・建物の高度利用、不動産の流動化、証券化及び不動産市場の活性化等一体的な活用推進の実態を把握する目的で、「法人土地基本調査」と「法人建物調査」を統合した「法人土地・建物基本調査」を実施。

「世帯土地統計」は、第4回と同様に実施

### 平成30年（第6回）：第5回と同様に実施

### 令和5年（第7回）：第6回と同様に実施